







○赤松勇君 誰も議題となりまし

総則に示す金額を超過することは明らかであると説明されておるのであります。

ることは当然のことと言わなければならず、裁定を実施しないことは、公共企業体等労働関係法を否定するものであります。

た公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件、内閣提出、第十七回国会議決第一号ないし第八号について、労働委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本件は、印刷事業、専売事業、造幣事業、国有林野事業、アルコール専売事業、国有鉄道、郵政事業、電信電話公社等、いわゆる三公社五現業の昭和二十八年四月以降における賃金改訂に關する紛争につき公共企業体等仲裁委員会の下した仲裁裁定が公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認め、国会の議決を求めております。政府は、去る十一月二日、第十七回国会にこれを提出、予算上支出不可能を理由として、仲裁裁定の実施及びこれに關連する所要経費が、昭和二十八年度予算に対し、さらに印刷事業約九千万元、専売公社約五億九千万円、造幣事業約三千万元、国有林野事業約八億七千万円、アルコール専売事業約二千万元、国有鉄道約八十亿元、郵政事業約四十億円、電信電話公社約二十七億二千万元を必要とするが、これらはいずれも昭和二十八年の予算に含まれておらず、給与総額については予算

本委員会は、第十七回国会において、十一月三日より順次関係各大臣より提案理由の聴取し、政府当局に質疑を行い、関係労働組合よりも参考人を招致して意見を聞き、また十一月六日、七日の両日は、本件に関し人事、大蔵、農林、通商産業、運輸、郵政、電気通信の各委員会との連合審査会を開催し、審査を進めて參つたのであります。が、第十七回国会は、会期が僅少で、十一月七日閉会となりましたので、本件は一括して閉会中の継続審査に付することといたしました次第であります。閉会中も引き続き本委員会並びに連合審査会を開会して審査を進め、また十一月二十七日、二十八日の両日には、審査の慎重を期するため公聴会を開催し、学識経験者の意見を聴取しました。

その内容を要約御報告申し上げます。その責任は一に政府の態度にかかるべきものであるとして、いざれど政府の裁定に關する態度に不満の意を表明されたのであります。また、国会は裁定自体を審議するのではなく、政府は一般会計に影響した場合予算案を付して国会に提出しなければならないと認する。

以下、専売公社に関する件、内閣提出、第十七回国会議決第一号、造幣事業に関する件、内閣提出、第十七回国会議決第三号、アルコール専売事業に關する件、内閣提出、第十七回国会議決第五号、国有鉄道に関する件、内閣提出、第十七回国会議決第六号、郵政事業に関する件、内閣提出、第十七回国会議決第四号については、

本件は、公共企業体等仲裁委員会提出、第十七回国会議決第一項、第三項及び第五項は、昭和二十九年一月以降実施することができるよう、補正予算の提出に伴い、仲裁裁定は昭和二十九年一月以降実施することができとなつた旨の説明がなされたのであります。本委員会はその後も審査を継続し、十二月五日質疑を終了しましたところ、自由党の持永義夫君より次のことを議決案が提出されました。

かくて、同日本件に対する討論を行いましたところ、自由党の持永義夫君より次のことを議決案が提出されました。

次いで、社会党の山花秀雄君より次

回国会議決第四号については、

本件は、公共企業体等仲裁委員会裁定中第一項、第三項及び第五項は、昭和二十九年一月以降実施するものとして、これを承認する。

次いで、社会党の山花秀雄君より次

回国会議決第四号については、

本件は、公共企業体等仲裁委員会

裁定中第一項、第三項及び第五項

は、昭和二十九年一月以降実施する

ものとして、これを承認する。

次いで、社会党の山花秀雄君より次

回国会議決第四号については、

本件は、公共企業体等仲裁委員会提出、第十七回国会議決第一項、第三項及び第五項は、昭和二十九年一月以降実施するものとして、これを承認する。

りして、今回またても一月より実施するがことは公労法の精神を無視するものである、よつて持永義夫君の動議に反対し、山花秀雄君の動議によると述べ、続いて井堀繁雄君は社会党を代表して、争議権のない三公社五現業の労働者諸君は、不満足な仲裁裁定でありながらも、公労法の規定に従つてこれに服従しているにもかかわらず、政府がその実施にあたつて言を左右にしてみずから法律を無視していることはまことに遺憾であり、当然裁定は八月より完全に実施さるべきであるとして、山花秀雄君の動議に賛成し、持永義夫君の動議に反対の意を表明いたしました。

次に中原健次君は労働者農民党を代表して、争議権の代償としての仲裁裁定が完全に実施されないとするなら

し、次に中原健次君は労働者農民党を

代表して、争議権の代償としての仲裁

裁定が完全に実施されないとするなら

ば、一体労働者はどのようにしてみずから権利を守つて行つたらいいか、われ／＼は八月よりの完全実施を要求するものであるとして、山花秀雄君の動議に賛成し、持永義夫君の動議に反対する旨を述べられたのであります。

かくて、討論を終結し、持永義夫君の動議について議決第一号より順次第

八号まで採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて可決いたした次第であります。このため、山花秀雄君の動議は採決不要となつた次第であります。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(印刷事業に

関する件)委員長報告に対する

修正動議

の趣旨弁明を許します。矢尾喜三郎

君。

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(専売公社に

関する件)委員長報告に対する

修正動議

の趣旨弁明を許します。矢尾喜三郎

君。

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

賛成者

横路 節雄外百二十九名

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(国有林野事

業に関する件)委員長報告を次のよ

うに修正する。

修正動議

公共企業体等労働関係法第十六

条第二項の規定に基き、国会の

議決を求めるの件(アルコール

事業に関する件)委員長報告

に対する修正動議

の動議を提出する。

右の動議を提出する。

昭和二十八年十二月七日

提出者

赤松 勇 楠 兼次郎

山花 秀雄 黒澤 幸一

矢尾喜三郎 井堀 繁雄

中村 時雄 熊本 虎三

昭和二十八年十二月七日 衆議院會議錄第四号

八

い取つて顧みない政府の態度は明らかに法律違反でござります。（拍手）これに対しても、政府は、本法の例外規定である第十六条の予算上資金上不可能を理由としてこれに対抗せんとしているのであります。従つて、問題の焦点は、公労法の原則規定である第三十五条と第十六条をすりかえんとする、きわめてするい資本家的態度であるのであります。（拍手）

さらだ、実際問題としても、資金上不可能ということはあり得ないのであります。何となれば、すでに五企業は、本年の六月から七月にかけて中央調停委員会の示した案に対し、当局はこれを承認しておるのであります。その承認は、明らかにその企業内において資金上可能であることを承認したことにほかならないからであります。しかるに、政府は、一部でも実施困難なる理由がある場合には、これを一部実施することは公平を欠くという建前をとつてゐるが、これは単に仲裁裁定を実施したくないといふ意図から出たものにすぎないのであります。もし政府の言うごとく、すべて一律に出さなければならぬとするならば、その団体交渉も一本で行われなければならないはずであるのに、実際には、各企業体においてそれぐの団体交渉が行われてゐる

が現状であつて、この点においても政府の論理が一貫性を欠いているわけであります。もし政府にいささかでも本法を尊重し裁定を実施する誠意があるならば、二現業に限り予算的措置をとらなければ、即時全公共企業労働者に仲裁裁定を実施することができるのです。この措置を怠る政府の真意は、仲裁裁定からのがれんとする以外の何ものでもないことを物語ついているのであると思うのであります。

かくの如き政府の態度は、法律を軽視し、いたずらに労使間の対立を激化し、社会不安を誘発することとなり、政府の責任をわめて重大なりと言わざるを得ないのであります。(拍手)しかしながら、公労法の精神から推して、この三十五条は単に方便的につくられたものでは決してないのです。また第十六条の規定はかかる意味において適用するものではなく、政府は、仲裁裁定を原案とする補正予算を組み、国会の審議を待ち、不幸にして国会の否決なし修正があつた場合に、団体交渉その他あらゆる方法を講じて、相手方たる労働組合の納得を得て、友好的に解決をはかるべきであることは言うまでもないところであります。

しかるに、政府の今までとつて来た態度を見ますと、友好的に最大限の努

力をした跡はみじんもうかがうことが  
できないばかりか、労使間の紛争を一  
方的に労働者側にのみ転嫁し、きわめ  
て非友好的と言ふよりは、むしろ挑発的  
であると言わなければならぬのであ  
ります。すなはち、政府は、三十五  
条の規定に違反し、十六条の解釈を誤  
つっているのみにとどまらず、公労法の  
精神は完全に無視され、労働者の生存  
権である憲法上の基本権の蹂躪となる  
のである。今になってその一部の実施  
によつてこれを翻案せんとし、国民大  
衆の窮乏に便乗し、裁定実施は国民大  
衆に対し負担の増大、インフレの脅威  
となるがごとき印象を与えしめ、資金  
上予算上不可能を主張し、その責任を  
すべて労働者に負わし、その半面、差  
着と自衛の美名のもとにアメリカの第  
一線を守る再軍備構想を推し進め、一  
れに厖大なる予算を計上し、やがて国民  
民を窮乏のどん底に陥らしめ、労働者  
大衆が生存権を守るために実力行使  
以外に何ものもないと教える、こ  
まかし一部裁定には断固として反対す  
るものであるとともに、私は、この終  
正案を提案いたしまして、皆さんの方  
御賛同を願う次第であります。(拍手)  
○議長(堀川次郎君) 討論の通告がま  
ります。これを許します。堀川次郎君  
君。

○橋本次郎君 私は、公共企業体等労働関係法第十五条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につき、日本社会党を代表し、委員長報告の説明に反対し、矢尾喜三郎君外七名提出の修正動議に賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

そもそも、公共企業体等労働関係法は、占領治下のいわば超憲法下に制定された遺物であり、譲和後最も早く廃さるべき法律であつたと考へるのであります。もこの法律をもつて憲法違反にあらずと強弁するならば、その合意的唯一の根拠は、団体交渉によつて、分に紛争の解決をなし得るといふことであり、仲裁裁定が必ず遵守される、いうことであります。すなわち、労働間ににおける紛争を解決するために仲裁制度を確立し、その裁定は当事者双方を拘束し、最終的決定としてこれに従すべきことを明示しているからであります。(拍手)従つて、公共企業体との紛争は、仲裁委員会の裁定によつて最終的に解決されなければならないのもかわらず、今まで政府の誤れり法運用によつて、最終的決定であるべき裁定が出されてから紛争が勃発するといふことは、まことに遺憾であるとわななければなりません。

の法律は、公共企業及び國の經營する企業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るよう、団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体及び國の經營する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。」と、今日給与問題が団体交渉によつて解決することがあり得るやいなや。絶対にないと言つてもよほど団体交渉の余地がなく、公社側の代表者に権限がないのであります。國鉄、専売、電通を公社にし、現業職員の中で特に郵政、印刷、造幣、アルコール、林野を独立採算制とし、特別会計として適当な企業のみを公労法のわくに入れたやえんのものは、国会の承認した予算のわく内において操作し得るといふ観念から出でいるものであります。他の政府機関の会計及び特別会計は、目節の流用は主務大臣の自由権限であるにもかかわらず、三公社五現業のみ、國鉄において九百六十四億、専売においては八十億といつたようなくわくを設け、一錢たりとも越える場合は予算上不可能なりとして国会の承認を要するものなりとし、ベース・アップは事実上団体交渉の余地なく、今次賃金交渉について

態度を見ますと、友好的に最大限の努

〔橋兼次郎君登壇〕

に取つて顧みない政府の態度は明らかに対し、政府は、本法の例外規定である第十六条の予算上資金上不可能を理由としてこれに対抗せんとしているのであります。従つて、問題の焦点は、公労法の原則規定である第三十五条と第十六条をりかえんとする、きわめてざるい資本家的態度であるのであります。(拍手)

さらに、実際問題としても、資金上不可能ということはあり得ないのであります。何となれば、すでに五企業は、本年の六月から七月にかけて中央調停委員会の示した案に対し、当局はこれを承認しておるのであります。その承認は、明らかにその企業内において資金上可能であることを承認したことにはかならないからであります。しかるに、政府は、一部でも実施困難なる理由がある場合には、これを一部実施することは公平を欠くといふ建前をとつてゐるが、これは単に仲裁裁定を実施したくないといふ意図から出たものにすぎないのであります。もし政府の言うことく、すべて一律に出さなければならぬとするならば、その団体交渉も一本で行わなければならないはずであるのに、実際には、各企業体において

が現状であつて、この点においても政府の論理が一貫性を欠いているわけであります。もし政府にいささかでも本法を尊重し裁判を実施する誠意があるならば、二現業に限り予算的措置をくふうすれば、即時全公共企業労働者に仲裁裁判を実施することができるのです。この措置を怠る政府の真意は、仲裁裁判からのがれんとする以外の何ものでもないことを物語ついているものであると思うのであります。

かくの如き政府の態度は、法律を軽視し、ひたづらに労使間の対立を激化し、社会不安を誘発することとなり、政府の責任をわめて重大なりと言わざるを得ないのです。(拍手)しながら、公労法の精神から推して、この三十五条は単に方便的につくられたものでは決してないのであって、また第十六条の規定はかかる意味において適用するものではなく、政府は、仲裁裁定を原案とする補正予算を組み、国会の審議を待ち、不幸にして国会の否決なし修正があつた場合に、团体交渉その他あらゆる方法を講じて、相手方たる労働組合の納得を得て、友好的に解決をはかるべきであることは言うまでもないところであります。

しかるに、政府の今までとつて來た

力をした跡はみじんもうかがうことがあります。方的に労働者側にのみ転嫁し、きわめて非友好的と言うよりは、むしろ挑戦的であると言わなければならぬのであります。すなはち、政府は、三十五条の規定に違反し、十六条の解釈を詭つているのみにとどまらず、公労法の精神は完全に無視され、労働者の生存権である憲法上の基本権の蹂躪となるのである。今になつてその一部の実施によつてこれを塗れせんとし、国民大衆の窮乏に便乗し、裁定実施は国民党に対し負担の増大、インフレの脅威となるがごとき印象を与えしめ、資金上予算上不可能を主張し、その責任をすべて労働者に負わし、その半面、差着と自衛の美名のもとにアメリカの第一線を守る再軍備構想を推し進め、これに膨大なる予算を計上し、やがて国民を窮乏のどん底に陥らしめ、労働者大衆が生存権を守るために実力行使するものであるとともに、私は、この修正案を提案いたしました。皆さんの御賛同を願う次第であります。(拍手)

○橋本次郎君 私は、公共企業体等労働関係法第十五条第一項の規定に基づき、国会の議決を求める件につき、日本社会党を代表し、委員長報告の該修正動議に賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

そもそも、公共企業体等労働関係法は、占領治下のいわば超憲法下に制定された遺物であり、講和後最も早く廃さるべき法律であつたと考えます。もしこの法律をもつて憲法違憲にあらずと強弁するならば、その合意的唯一の根拠は、团体交渉によつて完全に紛争の解決をなし得るということであり、仲裁裁定が必ず遵守される、いうことであります。すなわち、労働者間における紛争を解決するために仲裁制度を確立し、その裁定は当事者双方を拘束し、最終的決定としてこれに従すべきことを明示しているからであります。(拍手)従つて、公共企業体等の紛争は、仲裁委員会の裁定によって最終的に解決されなければならない。裁定が提出されてから紛争が勃発するまではかわらず、今日まで政府の誤れ法運用によつて、最終的決定である

べき裁定が出されてから紛争が勃発するまではかわらず、今日まで政府の誤れ法運用によつて、最終的決定である

といふことは、まことに遺憾であるとわなければなりません。

の法律は、公共企業及び國の經營する企業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るに確保し、もつて公共の福祉を増進することによつて、公共企業体及び国に確立することを目的とする。」<sup>1)</sup> と、今日給付問題が団体交渉によつて解決することがあり得るやいなや。絶対にないと言つてもよいほど団体交渉の余地がなく、公社側の代表者に権限がないのであります。國鐵、専売、電通をはじめ、現業職員の中で特に郵政、印刷、造船、アルコール、林野を独立採算制とし、特別会計として適当な企業のみを公勞法のわくに入れたらやんのものは、国会の承認した予算のわく内において操作し得るといふ観念から出ているものであります。他の政府機関の会計及び特別会計は、目節の流用は主務大臣の自由権限であるにもかかわらず、三公社五現業のみ、國鐵において九百六十四億、専売においては八十億といつたようににくを設け、一錢たりとも越える場合は予算上不可能なりとして国会の承認を要するものなりとし、ペース・アップは事実上団体交渉

も、調停にかけるまで、きわめて形式的なわざかの団体交渉しか持たれていないのが現状であります。

予算総則の給与総額は、公労法制定当時何ら予想しなかつたものであります。国鉄第一次仲裁が出て、公社の最高責任者たる国鉄総裁が流用可能な限りとして大蔵大臣に申請した財源があり、賃金が支払われなかつたため訴訟となり、政府は、大蔵大臣の予算移用の承認、予備費使用の決定は、高度の政治的考慮に基く完全なる自由裁量によつてなされたものであると主張いたしましたに對し、東京高等裁判所は、最終的に、一般の行政行為は行政上の効果に対する考慮によつて支配される自由裁量行為と言ひ得るであろうけれども、公労法上の協定または裁定の実施に関する場合はおのずから事情が異なるのである、もし政治的考慮によつて左右されるものとするならば、公労法が争議行為を禁止し、その代償として団体交渉の慣行と手続とを確立し、仲裁制度を認めた立法の精神はまったく没却され、職員の生存権の保障も薄きこととなるわけであると判定をいたしておるのであります。かかる状態の中において、吉田内閣は、日本国

有鉄道法第四十四条を改正し、給与總額を設け、事実上給与の移流用を禁止したのであります。当時の大蔵大臣池田勇人氏は、これにより公労法三十五条、十六条は骨抜きになつたとさぶいたといわれるが、これこそ給与に関する団体交渉を無意味にし、公労法の精神を蹂躪し、合憲性の唯一の足場を失わしめ、憲法違反の疑いをますます濃くならしめたものであると言わざるを得ないのであります。(拍手)

一体、公労法のことき悪法が世界のいづこにあるでありますよ、うか。慶応大学峯村教授の説によれば、アフリカのあの南ア連邦と、平和の國オランダ、社会保障制度の完備せるスエーデンしかしなく、アジア諸国には見当らない悪法であると言われているのであります。仲裁制度は労働者の争議権を剝奪した代償であると言われているのであります。仲裁制度は労働者の争議権を剝奪するにすぎない。われくは財政についての審議をするのであるから、政府は裁決実施に伴う予算案を提示し、国会に審議を求めるべきであるにもかかわらず、単に給与總額を越えるからといふ理由のみを提示して付議するにおりませんが、争議権の代償として仲裁制度を認めるることは世界労働法制史上過去のものであり、現在においては当然の効果をもたらすのであります。(拍手)しかし、労働者の經營参加権がこれに追加されなくてはならないのであります。この古い制度であり、かつ悪法ですら、日本において吉田内閣のもとにおいては高決議機関である国会に対し、政府は白紙でおかげしており、国会の意思決定を仰いでいるのであると述べておき

私は政府の提案の仕方について疑問を持つものであります。公労法は、仲裁は最終的に両当事者を拘束するものであり、予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする協定は、十日もしくは五日以内に事由を付してこれを国会に付議して承認を求めなければならぬとしているのであります。が、国会の付議は予算が支出できなければならぬことであつて、国会は裁判所ではなく、判決と同様の効力ある裁定に対して、裁定の内容についてとやかく審議することはできないであります。たゞ財政上支出できるかないかを審議すれば、簡単に検討してみたいと思うのであります。時間の関係上、私は、現業において一つ、公社において一つずつ述べてみたいと思います。

公社関係では、電信、電話関係を検討すると、政府の提出せる予算書のうち、昭和二十八年度の予定損益計算書における仲裁裁定実施に伴う財源は八千万円と言われており、政府は九千万円を要すると称しているのであります。それとの損失勘定、貸方勘定に当期利益金として四十七億七千九百七十一万円が計上されておるのであります。これが、今後の増収の見込みを見るならば、日本銀行券発行増加に伴い六億一千五百円の歳入の増加を予想されているのであります。銀行券は普通製造費五〇%になつてゐるのであります。増加分については、あらためて基本給その他の固定給を出す必要もなく、超過手当二五%分の増加を支出してなお四四百万円を組み、料金改訂が遅れたことによる収入減の二十五億を補正減少し、一月以降職員給与の引上げ、期末勤務手当のみであるから、少くとも増加分の印刷については三〇%以上は純利益となるわけであります。これによつても、支出できないといふ結論は絶対に出で来ないのであります。(拍手)自らかであります。現在の補正予算審議

ながら、わざか二十日を経ずして、一年三月三十一日の予定借貸対照表の貸方勘定、予定損益計算書の損失勘定と政府は何らの意思表示もせずに、さるに純利益金五億円が計上されており、資本増加分を除いても一億八千八百万円の納付金が計上されているのであります。その他、純利益のほかに、さるを腰弄するものはなはだしいものと言わざるを得ないのであります。(拍手)

第三に、私は財政上の観点よりこれ政府の今回の提案の仕方は、まさに国会を腰弄するものではないかと、う理を簡単に検討してみたいと思うのであります。時間の関係上、私は、現業において一つ、公社において一つずつ述べてみたいと思います。

公社関係では、電信、電話関係を検討すると、政府の提出せる予算書のうち、昭和二十八年度の予定損益計算書における仲裁裁定実施に伴う財源は八千万円と言われており、政府は九千万円を要すると称しているのであります。それとの損失勘定、貸方勘定に当期利益金として四十七億七千九百七十一万円が計上されておるのであります。これが、今後の増収の見込みを見るならば、日本銀行券発行増加に伴い六億一千五百円の歳入の増加を予想されているのであります。銀行券は普通製造費五〇%になつてゐるのであります。増加分については、あらためて基本給その他

の固定給を出す必要もなく、超過手当二五%分の増加を支出してなお四四百万円を組み、料金改訂が遅れたことによる収入減の二十五億を補正減少し、一月以降職員給与の引上げ、期末勤務手当のみであるから、少くとも増加分の印刷については三〇%以上は純利益となるわけであります。これによつても、支出できないといふ結論は絶対

に出で来ないのであります。(拍手)自らかであります。現在の補正予算審議

由党、改進党の諸君が一体予算書のど

こを見てかかる結論を出されましたのか、まったく了解に苦しむところであ

第四点といひたしまして、一般国家公務員との均衡とどうことを裁定を遵守しない理由とするならば、きわめて高度な公共性を有し、國家の監督下にある日本銀行の職員の給与はどうでございましょう。日本銀行法第三十七条、第三十八条、第三十九条によれば、毎年度の経費の予算は大蔵大臣の認可を要するのであり、剩余金は準備として積み立て、大臣の認可する五分以内の配当を行い、その剩余金は全部政府に納付することになります。かかる会計規定になつてゐる日本銀行に対しても最高級の給与を承認し、会計上同じ機構になつてゐる公社に対しては裁定すらも実施させないとはいかなることであるか。まつたく不可解しことであると言わざるを得ないのであります。(拍手)

すなわち、今度のベース・アップを質上げであると考えるならば、それは大きな間違いあります。昨年度の賃金をそのまま本年度に引直したにすぎないのであつて、もし仲裁通り実施しなければ質下げになるのでござります。調停案は四月実施、仲裁は八月実施、政府は明年一月実施ということになれば、その間の物価の上昇、さらに今後の消費者米価の値上げ等を考えるならば、仲裁の完全実施をしてもなお実質賃金はベース・ダウンとなつておるわけであります。インフレーションは賃金の値上がり分が引起するではなくして、財政支出全体が要因となるのであり、吉田内閣の政策全体がインフレーションを引起すのであります。インフレーションを引起するのは、これは二千数百億に上る防衛費でなくて何でありましようか。防衛費をそのままにして労働者のみにしわ寄せすることは、労働者を犠牲にする政策であると断ぜざるを得ないのであります。

い政府の態度に対し、従順にして元氣がないと言われております公社関係の労働組合が、今や政府自身法を守れと憤激して立ち上つてゐるではありますせんか。政府及び自由党の諸君が再び公労法の精神を忘れ、裁定を蹂躪するならば、やがて百数十万の労働者の憤激は法の領域を越える爆発となつて現われることを憂慮しつゝ、私は、委員長報告の議決に反対し、修正動議に賛成の討論を終るものであります。(拍手)○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、赤松勇君外七名提出、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(専売公社に関する件)委員長報告に対する修正動議につき採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立少数。よつて赤松君外七名提出の動議は否決されました。

次に、本件の委員長報告につき採決いたします。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、赤松勇君外七名提出、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(造幣事業に関する件)委員長報告に対する修正動議につき採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(堤康次郎君) 起立少數。よつて赤松君外七名提出の動議は否決されました。

次に、本件の委員長報告につき採決いたします。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、赤松勇君外七名提出、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(国有林野事業に関する件) 委員長報告に対する修正動議につき採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立少數。よつて赤松君外七名提出の動議は否決されました。

次に、本件の委員長報告につき採決いたします。本件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて赤松君外七名提出の動議は否決されました。

昭和二十八年十一月七日、衆議院会議録第四号によれば、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基く、国会の議決を求めるの件(印刷事業に関する件)外七件



別表第一 一般俸給表

別表第二 稅務職員級別俸給表

昭和二十八年十二月七日　衆議院会議録第四号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

**別表第三  
警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表**

別表第四 船員級別俸給表

別表第五 企業官厅職員級別俸給表

職務の級	俸給
一号俸	一號俸
二号俸	二號俸
三号俸	三號俸
四号俸	四號俸
五号俸	五號俸
六号俸	六號俸
七号俸	七號俸
八号俸	八號俸
九号俸	九號俸
十号俸	十號俸
十一号俸	十一號俸
十二号俸	十二號俸
十三号俸	十三號俸
十四号俸	十四號俸

別表第六 教育職員級別俸給表  
イ 大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給
一号俸	一號俸
二号俸	二號俸
三号俸	三號俸
四号俸	四號俸
五号俸	五號俸
六号俸	六號俸
七号俸	七號俸
八号俸	八號俸
九号俸	九號俸
十号俸	十號俸
十一号俸	十一號俸

備考 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

昭和二十八年十一月七日 衆議院会議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一件

高等教育委員會秘書長

中學校、小學校等教育職員級別俸給表







特別職の職員の給与に関する法律  
の一部を改正する法律案に対する  
修正案(錦林三喜男君提出)

第二点であります。以下、簡単にその理由を説明いたします。

**特別職の職員の給与に關する法律**の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
別表第一及び別表第三の改正に關する部分を削る。

附則第一項「附則第二項」を「附則第二項」に改める。  
附則第二項を削り、附則第三項中  
「法」を「特別職の職員の給与に関する法律」に改め、同項を附則第二項  
とする。

〔館林三喜男君登壇〕

修正案のおもなる内容は、政府提案の公務員給与の改訂、すなわちペース・アップをこの際しばらく見送るべきであるということが第一点、勤務地手当、すなわち地域給の一部を本俸に組み入れることによって、これを四段階に圧縮せんとする政府提案に対しまして、無級地を一級地に昇格せしむるとともに、地域給の区分をさしあたり現行の五段階にとどめんとすることが

第二点であります。以下、簡単にその理由を説明いたします。

前回の第十七臨時国会以来、政府は、去る七月行われましたベース・アップに関する人事院勧告は、その趣旨はまことに了とするも、財政の都合上これを採用することはなかく困難なる旨を表明されまして、去る十月二十一日、第二次補正予算編成の閣議におきまして、来るべき第十八臨時国会においては、公務員の期末手当及び勤勉手当合せて〇・五箇月分の増額、計八十六億円余を追加計上することにとどめ、ベース・アップはこれを見合べきことに決定せられたのであります。しかし、世上何人といえども、政府はこの方針を堅持して本国会に臨まるべきものとの判断していた次第であります。しかるに、政府は、本国会の直前、率然として従来の態度を改め、ベース・アップを断行することとし、ここに給与法の一部を改正する法律案を提出されたのであります。はたして政府の態度豹変の真意いづこにありましょうか。

財源の不足、物価の値上がりの抑制、インフレの防止を理由として、過般の未曾有の風水害の復旧に要する費用を極度に圧縮して復興の進捗を阻害するの拳に出られた政府が、何ゆえかかる態度に出られたのでありますようか。あるいはまた、来るべき二十九年度こそ徹底的に予算を緊縮し、これを一兆円以内にとどめんとの希望をしばく

表明せられていた太蔵大臣は、このベース・アップの実施によって、来年度においては給与関係のみについても、別会計、政府機関その他を合すれば実際に一千七十億円の経費増大を必然的に招くことはもちろん承知せられているはずでありますから、すでに来年度予算編成前において、インフレと取組むの熱意と信念とを早く喪失されるのではないかと考えられるのであります。

思うに、来るべき二十九年度予算是、わが国がインフレにより破局への道に突入するか、はたまた自立安定への光明ある道に進むかの最も重大なる分岐点に立つ性格を持つものであります。しそうして、自立安定への道は、帰するところ低物価政策の断行、インフレ抑制政策の強行以外には方策なく、しかもこれは総合的、計画的なる国家予算の編成実行を通じて初めて具現せらるるのであります。わが党は、かかる観点に立つて、自立経済五箇年計画を策定し、その第一年度として、来るべき二十九年度予算はこれを必ず一兆億円以内にとどめ、国費の効率的運用を通して自立経済の第一歩を踏み出さんとする強い決意を有するものであります。政府並びに自由党は、かかる改進党の決意に対し、しば々全面的に賛成なる旨の意思を表明せらるるのであります。事実において真に

賛成の意図を有するならば、当然に政府提案のベース・アップ法案を虚心坦懐に撤回されることこそ最も一貫せる態度といわなければなりません。あくまで法案を固執しながら、しかもなお改進党の主張に同調するとせられるのは、まったく矛盾擅過ぎわまりといわなければなりません。(拍手)

もとより、わが改進党は、国家公務員を問わず、地方公務員を問わず、あるいは現業、非現業を論せず、百八十万の国家公共団体に奉仕せらるる勤労者の今日の給与をもつて最善のものとするものでもなく、また仲裁裁定または人事院勧告をもつて不适当とするものでもありませんが、裁定または勧告の眞の精神、究極的目的とするところは、これを通じて公務員の生活の実質のかつ具体的な安定にあるべきであります。今日、かりに、赤旗に包まれたる集団的デモの興奮と激情と、これによつて引起される社会的不安のただ中にベース・アップが闘い取られたといたしますても、大局に立ち、将来に思いをいたしてこれを正視するとき、はたしてこれによつて眞実なる生活の安定が確保され、保障できるでありますしよろか。(拍手)公務員の給与水準の引上げは民間賃金水準を参考として決定されるものでありますから、その反面、公務員の給与の引上げは、ただちに民間賃金の引上げを誘発することは、過去の事例に従して明らかであります。

その結果はストライキの続発となり、物価の高騰となり、輸出の不振に転じ、自立経済の瓦解に至ること必至であります。すでに、政府は、ベース・アップの要求に屈服するの代償として、米の消費者価格の引上げ、国有鉄道運賃、郵便料金の値上げを断行せんとしつつあります。主食の値は上り、交通通信費はかさみ、次いで電気、ガス、水道等の料金が上りましたならば、はたしてよく公務員の家庭の生活が安定することができ得ましょうか。

徹底的な物価抑制の諸方策を断行するとともに、直接には消費者米価のさえ置き、並びに過般の税制調査会の答申にかかる国民負担の軽減を意図する税制の改正、すなわち源泉所得税の基礎控除の引上げ等の政策をただちに実行し、結果においては、ほとんどベース・アップの額に近接し、近き将来においてはこれをオーバーする実質的な公務員給与の改善を行い、もつて公務員の生活の眞実なる安定を実現するとともに、広くは自立経済建設の礎をここに置かんとするものであります。これ本修正案の意図する第一点であります。

次に、地域給に関する修正理由を簡単に申し上げます。地域給は、率直に

申しまして、終戦後におけるインフレ高進時代の生活給的給与観念の遺物であります。給与は、インフレ激化時代においては必然的に生活給的性格を帶び、安定の時代に転ずるに従い能率的的性格が次第に強く加味されざるべきことは申すまでもありません。また、本来地域給は、物価混乱の時代に、特殊の高物価地域に対し、本俸の補助的目的をもつて付加されたものであるにもかかわらず、今日においては広く行われ、かつまた無級地と

そのいぢれ最も適切妥当なるものであり、何とぞ全員一致の御賛成を希望する次第であります。(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

規定は、昭和二十八年八月一日か

ら適用する。

(拍手)

以上をもちまして改進党修正案のお

もなる内容の趣旨弁明を終りますが、

この法律は、公布の日から施行

され、第八条の改正規定、別表第一

から別表第五までの改正規定及び

附則第二項から附則第七項までの

別表第六 教育職員級別俸給表

昭和二十八年十二月七日 衆議院会議録第四号  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一件

**備考** 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大學院を置く大学の教授について適用する。



提案の理由といたす次第であります。

(拍手)

○議長(堤康次郎君) 討論の通告がります。順次これを許します。赤城宗徳君。

〔赤城宗徳君登壇〕

○赤城宗徳君 私は、自由党を代表し、両派社会党の修正案及び改進党の修正案に反対し、委員長報告に賛成の討論を行わんとするものであります。

地域給制度は、敗戦後生計費に著しい地域差を生じた際に、その生活費の均衡を得させようとして設けられた制度であります。しかしながら、生計費の地域差が少くなつた今日においては、地域給を存置せしむる理由が次第に薄弱化して来ました。よつて、地域給を廃止すべしとの論が相当強く主張されて来ております。私どもは、一举にこれをなくすることは困難でありますので、漸次これを縮減して行く方針をとつております。この点において、地域給のうちその5%を本俸に織入され、現在の五段階を四段階に縮減せんとすることに賛意を表するものであります。しかし、問題は無級地の取扱いであります。政府案は、無級地を一級地に引上げて織入れてあると称しながら、一般に納得得する措置をとつております。よつて、自由党をいたしましては、無級地をこの際はつきりと一級上に格上げする措置をとつております。

ますことは、まことに当を得たものであります。

第二は、給与の中だるみを是正しておることであります。公務員の働き盛りの中堅階層が、その給与額において比較的不利な立場に立つておりますことは、しばく指摘されて來ました。

この点において、上に軽く下に重い給与基準に改めたことは賛成の第二の点であります。

第三に申し述べたいことがあります。人事院は、公務員の給与についてどの程度が適当であるかを政府及び国会に勧告する権限を持つております。

しかしながら、政府及び国会は、これに拘束される義務や理由は全然ないのあります。といふのは、民間給与は経営の実績とか利潤とかいうようなものから俸給が支払われるのあります。しかしながら、政府及び地方公共団体は、事業団体あるいは福利会社ではありません。従つて、利益の中から賃金を支払うのではなくして、国民の税金を集めて、その中から俸給の支払に充てるであります。すなわち、国家公務員の使用主は国民全体であります。従つて、国民の信託を受けてい

る政府、あるいは国民の代表機関である国会は、国民全体とのにらみ合せの上に立つて、かつ国家財政の許す最大限度においてその給与額を決定しなければなりません。公務員諸君にとつて、俸給の額は多いほどよいに違ひあ

りません。私どもといたしましても、今回の給与額で満足だと決して思つておりません。しかしながら、賃金や俸給を要求すべき手段方法を持つてない中小企業者、商工業者及び農民の多数が全国民の大部分を占めているのであります。公務員の給与決定についても考慮しなければなりません。公務員の給与問題は、帰するところ国民所得の分配問題であります。かかる観

点から見ますときには、社会党の増額修正案に同調することはまつたくできません。しかしながら、改進党修正案の実質賃金を上昇させればよいといふことに対する私どもといたしましての賛意を表するにやぶさかではあります。しかしながら、改進党修正案に拘束される義務や理由は全然ないのから俸給が支払われるのあります。しかしながら、政府及び地方公共団体は、事業団体あるいは福利会社ではありません。従つて、利益の中から賃金を支払うのではなくして、国民の税金を集めて、その中から俸給の支払に充てるであります。すなわち、国家公務員の使用主は国民全体であります。従つて、国民の信託を受けてい

る政府、あるいは国民の代表機関である国会は、国民全体とのにらみ合せの上に立つて、かつ国家財政の許す最大限度においてその給与額を決定しなければなりません。公務員諸君にとつて、俸給の額は多いほどよいに違ひあ

ります。しかし、問題は無級地の取扱いであります。政府案は、無級地を一級地に引上げて織入れてあると称しながら、一般に納得得する措置をとつております。よつて、自由党をいたしましては、無級地をこの際はつきりと一級上に格上げする措置をとつております。

第五に、改進党の修正案は、この際を指摘いたしたいと存じます。第五に、改進党の修正案は、この際を指摘いたしたいと存じます。第五に、改進党の修正案は、この際を指摘いたしたいと存じます。第五に、改進党の修正案は、この際を指摘いたしたいと存じます。

（拍手）私どもは、行政整理、物価の引下げ等によつて公務員諸君の名目賃金が実質賃金と一致するよう万全の措

置をとらんとするのであります。

（拍手）私どもは、行政整理、物価の引

下げ等によつて公務員諸君の名目賃金が実質賃金と一致するよう万全の措

○議長(堤康次郎君) 池田清志君。

〔池田清志君登壇〕

○池田清志君 私は、改進党を代表し、本議題に関し改進党の修正案に賛成し、政府の原案及び左右両社会党の修正案に反対するため、ここに討論を進めんとするものであります。

今次の戦いにより、わが国の経済は徹底的に壊滅し、資本及び蓄積は消耗し、領土及び勢力圏を剝奪せられ、世界の各地に雄飛しておりましたところの日本人すべてがこの四つの島に押し返され、ここに同胞八千六百万の祖国新日本が生れたのであります。占領治下における米国の大援助や、朝鮮動乱後における特需は、わが国経済復興の誘い水として効頭があり、国民の努力と相まって今日の復興を見ておりますことは御同慶にたえません。しかるに、戦後八年の間に、自力復興の強固な政治がなく、いたずらに外国に依存する平易なる他力本願経済であり、従つて国民また安逸なる消費経済に狂奔し、国家の再建、経済の建直しに対する勇猛心起らず、独立愛國の信念さえも奮い立つに至つておりませんことは、まことに遺憾とするところでござります。生産は上らず、貿易は振わず、物価は高騰し、通貨価値は低落の道をたどり、インフレは高進し、国民生活の圧迫を來しつつある現状に対しても、もはや從来の惰性による政治によつては、わが国の経済破滅を防止する

ことはとうてい不可能であると断ずるものであります。(拍手)ここにおいて、われくは、外國依存の安易な道になれて来たことを反省し、時として

インフレを助長するがとき施策を弄したことのあつたことを率直に悔い改め、怒濤のごとく押し寄せんとするインフレに断固として対処し、自力によつて経済の建直しを断行せんとするものであります。

占領政策により、わが国の自衛力はゼロになつてしまひました。すなわち、占領軍当局は、わが国の戦力を消滅せしめんために、憲法の改正を初めとする一連の施策により占領政策の目標を達成し、わが国は自衛力皆無の状態において独立を認められたのであります。しかし、わが国が平和条約とともに調印をいたし、この国会が承認を与え、批准されておりますところの日米安全保障条約においては、すでに調印のその当時、日本の自衛力がゼロであることは日本の防衛上困るとの結論に達し、これを補うために米国の陸海空軍をわが国に駐留せしむることに意見が一致し、この条約が締結せらるべき姿であります。(拍手)すべからく、わが國は、國民全般の福祉を増進する政治、國民全般の福祉を増進する政治家はすべからく国政全般を勘案することが必要であり、士農工商、国民

の給与を取上げんとする際、農工務員の給与を増進しなければなりません。この観点からいたしますとき、公

民の生活に關係を持たしめまして、これらの方針とにらみ合せて公務員の給与も考慮るべきであることを主張し、また来年度の予算には重大な関連を有しますから、いましばらく研究すべきであることを強調したのであります。しかしながら、政府はこれに耳を傾けず、農山漁民、中小商工業者、國民一般の生活苦を緩和する方途を講ずることなく、公務員の給与のみを取上げんとするときは、あまりにも不公平、不平等へんばの政治であると断じざるを得ません。

政府は鉄道運賃及び郵便電信料金を値上げせんとしております。米は上

が民主的自衛軍の創設を提唱するゆえんはここに存します。(拍手)

以上の経済自立、自力による防衛は、独立国日本が万難を排して断行しなければならない問題であります。日

本人の血が流れ、日本人の顔をしておられますものでありますならば、これに何人も異存のないところであります。

(拍手)もしそれ、政府がこの憂國敬民の熱情からほどよる抜本的政策を樹立せらるるならば、われくは欣然と

してこれに同調し、その実現に協力せんとするものであります。(拍手)

この殿堂に、士農工商を象徴する影物が刻まれております。しこうして、公務員はその士に當るものであると思ふ。これは、その神聖なる殿堂に於ける公務員はその士に當るものであると思ふ。これは、その神聖なる殿堂に於ける

指摘、政府が実施せんとする消費者税の引上げは見合せなさい、税制調査会の答申による減税をいたしましょ

うと、こういふことを提言し、これを

国民の生活に關係を持たしめまして、これらの方針とにらみ合せて公務員の給与も考慮すべきであることを主張

することが必要であり、士農工商、国民

の給与を増進しなければなりません。この観点からいたしますとき、公

務員の給与を取上げんとする際、農工

業者の状態ははたしてどうだ。(拍手)たゞ重なる水害にあり、不況のために、かわいい娘を売るといふ農家がある

ことはあります。皆様新聞で御承知の通り、運賃、電信料金が上ることは物価をはかるとともに、世界の平和に寄りであります。

これら士農工商には給与制度なく、恩給制度なく、退職金制度なく、労働運動をすることもなく、すべて自己の力によつて運命を開拓しつつあるのであります。四民平等、国民の福祉をはかるべき政治においては、窮境に立つこの農工商に対する施策をはかることを忘れてはなりません。すべからく、

かの靈峰富士の姿は不滅であります。諸君、独立国日本の姿もまた、敗れたりといえども、雲上高くそびえ立つあの靈峰富士のごとく、氣品高く毅然たるものたらしめようじやないか。

私は、るる述べ來つたところによりまして、國を憂え、國を救わんとする私

の信念に照して見ますとき、抜葉末節を論ずるまでもなく、われくの信念にかなうところの改進党の修正案に賛成し、およそその信念に遠ざかるところの政府の原案及び左右両社会党の修

正案に反対し、ここに討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、ただいま提案された一般職並びに特別職の給与に

ましめたる法律案について、政府の原案、自由党の修正案並びに改進党の修正案に提出をいたしました修正案に賛成の趣旨を明確をいたしたいと思います。

もとより、両社会党の共同修正案は、委員長もすでにその報告において述べら

物価の原因であります。かくては、物価は上り、通貨の価値は下落し、いよいよもつて國民は生活に苦しむばかりであります。かかることをやめて、物価騰貴、生活苦の原因となる病根に對しメスを加え、切開手術をすべきであるといふのが、われくの主張であります。

いよいよ、かかることをやめて、物価騰貴、生活苦の原因となる病根に對しメスを加え、切開手術をすべきであります。かかることをやめて、物価騰貴、生活苦の原因となる病根に對しメスを加え、切開手術をすべきであります。

いよいよ、かかることをやめて、物価騰貴、生活苦の原因となる病根に對しメスを加え、切開手術をすべきであります。

れましたることとく、人事院勧告の完全なる実施を目標といたしましたものであつて、これは、単に両社会党のみならず、国家と地方の公務員、全国実に百七十万の公務員諸君の切実な要求であり、また年の瀬を控えて、その台所を預かる主婦や子供たちの切なる願いでもあつたのである。(拍手)それを政府は無慈悲にもしりぞけ、しかも人事院の勧告を完全に歪曲いたしておる。言うまでもなく、人事院は、争議権等の奪われた公務員に対し、その対価として生活の保障に任すべき権限と責任を法律上明らかに持つておるのである。従つて、政府といたしましても、勧告を受けた国会といたしましても、その勧告については、これを尊重すべきまことに厳粛なる道義的責任があることは、私の指摘するまでもないところである。(拍手)従つて、政府今般の措置は、その内容において、みずからこの責任を放棄し、人事院の権威を無視するばかりではない。一方においては、人事院勧告の尊重といふが、とき空名を掲げて、公務員と国会を瞞着せんとしたとしておるのであって、政府の責任は二重に重大であると私は指摘せざるを得ないのである。(拍手)このように、政府みずからが法の精神を無視し、しかも法の厳正なる実施を要求して闖う公務員諸君や公企業体労働者に対するは権力をもつて干渉せんとする。これではいつの日に綱紀の肅

正や道義の高揚が求められるのである。く、更正されるべきは、公務員や公企業の労働者ではなく、むしろ政府そのものであると私は言わざるを得ないのである。(拍手)わが党は、この意味において、政府原案並びに自由改進両党の修正案を返上いたしたものである。

この内容についても、第一には、人院勧告は今年の七月十八日に政府並びに国会に行われたものであり、そのいわゆる給与ベースについては、實に本年の三月までの消費者物価指数、生計費指数、民間賃金の上昇率などを主たる基準として算定いたしたものである。従つて、政府は、当然の責任として、われく両社会党が要求したることく、第一次の予算の補正においてこれを計上し、八月一日より実施すべきであつたのである。これを暮れも押し詰まつた十二月に送り込んで、しかも三月一日における一万五千四百八十九円ベースを十箇月も越えて明年一月一日より裏切せんとしておる。その結果は、一四%のベースの引上げは、実質的には九%にとどまり、しかも来年は、それと呼応して、米価の引上げはただちに公務員の家庭に1%の家計支出の増大となつてはね返つて來るのである。つて、ベース改訂の意味といふものはまったく失われてしまつておる。これでは文字通り羊頭を掲げて狗肉を賣るものと言わざるを得ないのである。(拍手)

地域給に対する取扱いにいたしましても、政府は、今回の改正にあたり、無級地を全部一級地に引上げ、一級地の勤務地手当を本俸に繰込まんとしたとして——現行の勤務地手当を現実に即して合理化し、またその均衡をはかるべきはかねての案案であり、さればこそ、衆参両院の人事委員会も明確にその意思の表示はいたして參つておる。しかしながら、われくが給与改訂に際して勤務地手当そのものの繰入れをはかるべしと政府に進言したる意図は、断じて勤務地手当の改正によつて基本給に手を加えよと申したのではない。しかるに、政府の今般の改正によれば、給与改訂の実施期日を遅らせるこによつて、一四%の引上げが九%そこに押えられたのみならず、零級地引上げに要する財源がそれだけ他の公務員のベース・アップを減少せしめる結果となつておるのであつて、(拍手)これは政府において国会の意思を無視するばかりではなくて、しかも四級地、五級地等における家族持ちの中堅公務員の実態を考えるならば、まことに氣の毒な状態になつておることは、数字をもつとしても明らかである。

当は本年だけ。七五に引上げようといふ。地域給といひ、期末手当といひ、まつたく給与予算の大わくを押えられ、その中で、逆算的に、きわめて無方針で何とかじつまを合せようと、いうところに、このよくな矛盾と不合理が生れて来ておるのである。ここにわれくの反対の第一の理由があるのである。

このよにして、公務員には苦しい年の瀬が迫る。年が明ければ米の値が上る。年度がかわれば首切り行政整理だ。争議をしよんにもその権利が取上げられて、頼みとする人事院さえも廃止の運命がとりざたされておる。たまく勧告を行つても、政府は馬耳東風である。行政の第一線に働く百七十万の公務員がこのように踏んだりけつたりのしうちをされて、行政の民主化、能率化のためにいかに貢献しようとしたつて、できるはずないと私は言わざるを得ないのである。(拍手)この点からも政府の責任は重大であると思う。

以上の観点からして、私どもは先ほどの説明にあつたごとき修正案を提出しておるのである。われくは、一昨日の予算案の審議においても、給与改訂三百十四億、期末手当は三公社五現業を加えて三百十八億、その財源は保安庁費の削減、防衛支出金未使用分の削減、安全保障費の未使用分の削減等をもつて充てると主張いたしたのである。政府並びに改進党の諸君は、給与を押さえ、あるいはその引上げに反対する理

由として、いわゆる物価の安定、インフレの防止、国際競争力の培養と申しておる。しかし、このような論拠は、公務員の給与改訂についてのまつたくの認識不足から出て来ておるのである。公務員の給与については、民間の賃金や、物価の値上がりや、さらには生計費の膨脹を中心として勧告をされるのであつて、公務員が、民間の賃金に比べ、物価や生活費の値上がりに比べても、どうしてもこれでは低過ぎるといふところから、その値上げが勧告されるのである。言いかえれば、公務員の生活を遅ればせながら人並なものにしようと云うのが給与改訂なのである。従つて、人事院勧告の三月一日付一万五千四百八十九円ベースにても、そのエンゲル係数は五〇を示しておるのであつて、理論的にはまだ一文化的な水準にはほど遠いのである。このように足りないものを、それもきわめて不十分に補うことによって、一体どこに浪費に値する購買力が生れて來るのであるか。まつたく給与改訂がインフレの要因であるなどということは日経連のお先棒でしかないと私どもは言わざるを得ない。インフレ悪化の要因、物価の大宗とも言うべき消費者米価を引上げ、鉄道運賃や通勤バスの料金を引上げ、郵便料金を引上げ、やがては電力料金も引上げられようとしておる。実にこのようにして、通貨の安定、インフレの防止を脱口の下からインフレ

の種をさまざま散らしておるのが政府ではないか。しかも、この結果がほとんど大衆の生活にしわ寄せをして来るのである。諸君のインフレ悪化防止、諸君の通貨安定の方策なるものは、ひつつきよう公務員や労働者の犠牲においてのみ可能であると言えるのであつて、われわれは、かくのことき資本主義的なインフレ防止政策に対しては断固として対決せざるを得ないのである。

の種をさまざま散らしておるのが政府ではないか。しかも、この結果がほとんど大衆の生活にしわ寄せをして来るのである。諸君のインフレ悪化防止、諸君の通貨安定の方策なるものは、ひつつきよう公務員や労働者の犠牲においてのみ可能であると言えるのであつて、われわれは、かくのことき資本主義的なインフレ防止政策に対しても断固として対決せざるを得ないのである。

衛費が総予算の一四%、社会保  
費は九%を下まわつてゐる。し  
委員会において、大蔵大臣は、  
年度においては防衛費はさらに  
あるであらうと言つておる。M.S.  
諾に伴う防衛費の義務的な支出  
ようにして、われくは、政府  
あるいはまた改進党、自由党な  
が、明らかに諸君の基本的な再  
憲法無視の政策に連なつておる  
理解せざるを得ないのである。

す。本修正案に賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立少數。よつ  
て加賀田進君外六名提出の修正案は否  
決されました。

次に、日程第十一、一般職の職員の  
給与に関する法律の一部を改正する法  
律案につき採決いたします。本案の委  
員長の報告は修正であります。本案を  
委員長報告の通り決するに賛成の諸君  
の起立を求めます。

次に、日程第十二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堤康次郎君） 起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商關係

長の報告を求めます。外務委員長上塚  
司君。

関税及び貿易に関する一般協定のある  
締約国と日本国との通商關係の規  
制に関する宣言への署名について承  
認を求めるの件

〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定のあ  
る締約国と日本国との通商關係の規  
制に関する宣言

関税及び貿易に関する一般協定のあ  
る締約国と日本国との通商關係の規  
制に関する一般協定のあ

10. The following table shows the results of a study on the relationship between age and income. The data is as follows:

の種をまき散らしておるのが政府ではないか。しかも、この結果がほとんど大衆の生活にしわ寄せをして來るのである。諸君のインフレ悪化防止、諸君の通貨安定の方策なるものは、ひつきよう公務員や労働者の犠牲においてのみ可能であると言えるのであつて、われわれは、かくのことき資本主義的なインフレ防止政策に對しては断固として対決せざるを得ないのである。

(拍手)

われくは、社会主義の党として、インフレ防止の政策は諸君のそれと根本的に対決をする。一切の国費を不生産的な分野からできるだけ引揚げ、これを国土の保全や資源の開発、基業の

委員会において、大蔵大臣は、二十九年度においては防衛費はさらに上まわるであろうと言つておる。MSAの受諾に伴う防衛費の義務的な支出、このようにして、われくは、政府原案、あるいはまた改進党、自由党修正案が、明らかに諸君の基本的な再軍備と憲法無視の政策に連なつておることを理解せざるを得ないのである。

この意味において、われくは、憲法を守り、生活を守り、ひもつき援助

〇議長(堤康次郎) 委員長報告の通り

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎) て本案は委員長報

費は九%を下まわつてゐる。しかも、委員会において、大蔵大臣は、二十九年度においては防衛費はさらによるであろうと言つておる。MSAの受諾に伴う防衛費の義務的な支出、このようにして、われくは、政府原案、て加賀田進君外六人で賛成されました。

〇議長(堤康次郎) 次に、日程第十一回議長報告の通り

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎) て本案は委員長報

(一) 起立少數。よつ  
名提出の修正案は否  
一、一般職の職員の  
一部を改正する法  
たします。本案の委  
であります。本案を  
決するに賛成の諸君

の委  
案を  
語君  
る法  
司君。  
長の報告を求めます。外務系  
関税及び貿易に関する一般  
る締約国と日本国との通商  
制に関する宣言への署名に  
認を求める件

〔本号の附録に掲載〕

關稅及び貿易に関する一般  
る締約国と日本国との通商  
制に関する宣言

〔本号の附録に掲載〕

關稅及び貿易に関する一般  
る締約国と日本国との通商  
制に関する宣言への署名に  
認を求める件に於ける期  
〔最終号の附録に掲載〕

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

(一) 起立少數。よつて名提出の修正案は否  
一、一般職の職員の一部を改正する法  
たします。本案の委員会に  
であります。本案を決するに賛成の諸君  
の起立多数。よつて名提出の修正案は否  
二、特別職の職員の一部を改正する法  
三喜男君提出の修正案を求めるに  
ます。本修正案に

次に、日程第十二、特別職の職務に関する法律の一部を改正する議案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り可決いたします。本件を議題となし、この際委員長報告の通り決するに賛成の上、起立を求めます。

長の報告を求めます。外務案を司君の署名による法の委託に關する締約国と日本國との通商制に関する宣言への署名に認を求めるの件

委員長上塙  
般協定のあ  
間関係の規  
について承  
たされま  
般協定の規  
間関係の規  
について承認  
ついて御報  
委員会にお

<p>の種をまき散らしておのが政府ではないか。しかも、この結果がほとんど大衆の生活にしわ寄せをして來るのである。諸君のインフレ悪化防止、諸君の通貨安定の方策なるものは、ひつきよう公務員や労働者の犠牲においてのみ可能であると言えるのであって、われわれは、かくのことを資本主義的なインフレ防止政策に對しては断固として対決せざるを得ないのである。</p>
<p>(拍手)</p>
<p>われ々は、社会主義の党として、インフレ防止の政策は諸君のそれと根本的に対決をする。一切の国費を不生産的な分野からできるだけ引揚げ、これを国土の保全や資源の開発、産業の公共管理や国民生活の安定に投入せよと言うのである。一昨日のこの会議場においてもしば々西ドイツの事例があげられておる。西ドイツの通貨管理の成功、その経済復興、貿易の振興——池田勇人氏は、帰朝談において、西ドイツの防衛費は総予算の三割七分であると言つておる。しかしながら、西ドイツにおいては、軍事費の三七%に対し、社会保障制度費も実に三七%に達しておるのである。西ドイツのみならず</p>
<p>委員会において、大蔵大臣は、二十九年度においては防衛費はさらに上まわるであろうと言つておる。MSAの受諾に伴う防衛費の義務的な支出、このようにして、われ々は、政府原案、あるいはまた改進党、自由党修正案</p>
<p>が、明らかに諸君の基本的な再軍備と憲法無視の政策に連なつておることを理解せざるを得ないのである。</p>
<p>この意味において、われ々は、憲法を守り、生活を守り、ひもつき援助より貿易の振興を、経済の自立をいう立場において、この政府原案並びに○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。</p>

次に、日程第十二、特別職の職務に関する法律の一部を改正する  
法律(堤康次郎君) 起立多数。  
本案は委員長報告の通り可決いたしました。本案につき採決いたします。本案  
は可決であります。本件を議題となし、この際委員長報告の通り決するに賛成の上  
賛成者起立を求めます。

長の報告を求めます。外務委  
員の委案を諸君に司君へた  
よつたじ  
の件の緊急関係につき  
認を求めるの件  
〔本号の附録に掲載〕  
閑税及び貿易に関する一般  
る締約国と日本との通商  
制に関する宣言への署名に  
制に関する宣言  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔上場司君登壇〕  
○上場司君　ただいま上程いた  
した閑税及び貿易に関する二  
ある締約国と日本との通商  
制に関する宣言への署名に  
制に関する宣言への署名につ  
を求めるの件に関する外務委  
ける審議の経過及び結果につ  
ガットに加入することによつて  
告申し上げます。  
本件はガットへの仮加入に  
でありますて、わが国はかね  
まし

(一) 起立少數。よつ  
名提出の修正案は否  
の一部を改正する法  
たします。本案の委  
であります。本案を  
決するに賛成の諸君  
。(二) 起立多數。よつ  
告の通り決しまし  
二、特別職の職員の  
の一部を改正する法  
三喜男君提出の修正  
します。本修正案に  
を求めます。

次に、日程第十二、特別職の職子に関する法律の一部を改正する  
本案につき採決いたします。本案  
長の報告は可決であります。本  
長報告の通り決するに賛成の  
起立を求めます。

長の報告を求めます。外務委員會を諸君に司君。

關稅及び貿易に関する一般の規制に関する宣言への署名による締約國と日本國との通商制に關する宣言の件を認を求めるの件

〔本号の附録に掲載〕

〔本号の附録に掲載〕

〔上場司君登壇〕

○上場司君　ただいま上程いたしました關稅及び貿易に關する一  
ある締約國と日本國との通商制に關する宣言への署名について  
を求めるの件に關する外務省が  
ける審議の経過及び結果について  
告申し上げます。

本件はガットへの仮加入に  
でありまして、わが國はかね  
ガットに加入することによつて  
振興することを希望して參  
りますが、一昨年九月ジュネ  
かされましたガット締約國間の  
期におきまして、ガットへの

般協定のあり  
間関係の規  
について承  
間関係の規  
般協定のあり  
間関係の規  
について承  
告書

昭和二十八年十二月七日 衆議院会議録第四号 昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

手続が採択されましたので、わが国は、この簡易手続に基いて、昨年七月十八日付をもつてガットへの加入の前提である関税交渉開始方の申請を行いましたところ、種々の経緯はございましたが、結局締約国会の特別会期において審議される運びとなつていたのであります。しかるに、その後米国の共和党政権が対外政策全般の再検討を終るまでは大規模の関税交渉を行わない方針を決定いたしましたので、他の締約国も米国を除いた関税交渉は意味がないとの態度をとることになりましたために、この特別会期は開かれず、従つて、わが国のガット加入はさらに延期されることとなつたのであります。

そこで、わが国は、右困難を打開するため、関税交渉なしで実質上ガットに加入したと同様の利益に均霑する道を開くことに努めることとしたしまして、去る九月十七日からジュネーヴで開かされました第八回会期において、会

議における折衝と並行しまして、その関係国に対し仮加入に関し種々交渉を行つた結果、幸いにして、十月二十三日、ガット加盟国三十三箇国のうち、賛成投票二十七票、反対投票なく、棄権六票をもつてわが国の仮加入が認められ、わが方の希望を満足せしむる文書が作成されるに至つたのであります。

ガットの規定によつて律せられることとなり、これと関連いたしまして採択されました決定により、關稅及び貿易に關し國際的發言権を得ることとなつたのであります。

本件は、十二月二日に本委員会に付託されましたので、三日、五日、七日にわたり慎重に審議いたしました。その詳細については委員会議録に譲るとしておきます。

質疑応答を終つて討論を行いましたところ、自由党を代表し福田篤泰君、改進党を代表し須磨彌吉郎君、日本社会党を代表し神近市子君及び日本社会党を代表して戸叶里子君よりそれゞぐ賛成の意見を表明され、採決の結果、全会一致をもつて本件に承認を与えることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

昭和二十九年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊

昭和二十九年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事難尾弘吉君。

類体地 の方 種		經費の種類	測定単位	単位費用
1	土木費	道路費、橋りょう費	道路の面積	円銭
2	河川費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	二九九
3	港湾費	河川の延長	一平方メートルにつき	三四四
4	港湾費	港湾におけるけい船岸の延長	一メートルにつき	一九六
5	その他土木費	港湾における防波堤の延長	一メートルにつき	一八四
	面積	人口	一人につき	二二五〇〇
			一人につき	一六七
			一平方キロメートルに	一六七
			つき	四・九五〇〇

二 教育費	
1 小学校費	2 中学校費
3 高等学校費	4 その他の教育費
5 厚生労働費	6 社会福祉費
7 三	1 一

人口	人口	学級數	學校數	生徒數	學級數	學校數	生徒數	兒童數
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一人につき 一学級につき	145,115,000
一人につき 一校につき	11,105,000
一人につき 一学級につき	1,105,000
一人につき 一校につき	1,000,000
一人につき 一人につき	100,000

昭和二十八年十二月七日 来議院会議録第四号

昭和二十八年十二月七日　衆議院会議録第四号　保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

一〇四

いのでありますし、播種費、災害復旧費等二、三のものを除きまして、ほとんどすべてについて改正を行うこととなるのであります。しかして、この改正は本年度につづいてのみ適用される性質のものであります等のため、本法を改正する方法によらないで、特例法として提出されたのであります。

本法案は、十二月四日本委員会に付

託せられましたので、即日塙田自治庁長官から提案理由の説明を聴取し、本七日質疑を終了、ただちに討論採決を行いましたところ、多数をもつて本法案を可決すべきものと決した次第であります。

別表第一 次長及U官房長等傳給表

**備考** 甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、總理府令で定める。

○副議長(原彪君) 採決いたします。

○副議長（原彪君） 荒船君の動議に御  
員長の報告を求め、その審議を進めら  
れんことを望みます。

保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

ら別表第三までの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までの表は、それぞれ対応する表ごとに同

賛成の諸君の起立を求めます。

異議ありませんか。

第四条第二項中「別表第一」を「保

一の表とみなす。)の適用を受ける他

〔賛成者起立〕  
○副議長(原忠也) 起立多數。よつて  
本案は委員長報告の通り可決いたしました。  
した。(拍手)

○副議長(原恵君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまつた。

安大学校その他の政令で定める保安官の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員(以下「教育職員」という。)以外のもの又は教育職員の区分を中心、別表第一イ若しくは

の職員となつた後においてその者が受けるべき俸給額が他の職員の受けている俸給額と著しく均衡を失する認められる場合」を加え、「その者

保安庁職員給与法の一部を改正す

法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長(留村順二)

口」に改める。

「それらの者」に改める。

## る法律案（内閣提出）

君。

第七条第一項及び第八条第一項中

「セイタツドウ」に改める。

別表第二

備考  
一級から十二級までの各級の区分の基準は、總理府令で定める。  
十二級に格付される官職及びその官職を占める教育職員の俸給の号俸は、總理府令で定める。

昭和二十八年十二月七日 衆議院会議録第四号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

昭和二十八年十二月七日 衆議院会議録第四号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

備考 保安監及び警備監の甲及び乙の区分は、總理府令で定める。

別表第四 昇給期間表

別表第六 事務官等通し号俸表

別表第七  
保安官及び警備官通し号

昭和二十八年十一月七日

衆議院議録第四号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

附  
則

1  
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第五項及び附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

「切替日」という。昭和二十九年一月一日(以下「法」)における保安庁の課長及び部員並びに事務官等(保安庁職員給与法)(以下「法」という)第四条第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。の級又は職務の級は、切替日においてこれらの者が属していた級又は職務の級と同一とする。但し、切替日において改正後の法別表第一の適用を受けることとなる教育職員(法第四条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)の職務の級は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法別表第二に定める職務の級に対応する左の表の改正

後の法別表第二〇に定める職務の級とする。

4  
の級に属するものとなる教育職員については、その者が受けたいた俸給月額に相当する改正前の法別表第六の俸給月額欄の額の直近上位の額とする)に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応する改正後の法別表第二に定める号俸とする。

前項の規定により求められた職

法律第九十五号) 第十九条の五第一項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて法第十八条の二の規定を適用する。

附則別表第一 官房長等の俸給の新

号俸	切替日における前月額	新俸給月額
一	一一、七〇〇円	一五、〇〇〇円
二	一二、三〇〇円	一五、五〇〇円
三	一三、七〇〇円	一六、七〇〇円
四	一四、一〇〇円	一七、三〇〇円
五	一四、七〇〇円	一七、九〇〇円
六	一五、三〇〇円	一八、六〇〇円
七	一六、六〇〇円	一九、四〇〇円
八	一七、三〇〇円	二一、〇〇〇円
九	一八、〇〇〇円	二一、八〇〇円
一〇	一九、〇〇〇円	二三、六〇〇円
一一	一九、五〇〇円	二三、四〇〇円
一二	一八、七〇〇円	二四、二〇〇円
一三	一九、〇〇〇円	二五、一〇〇円
一四	一九、〇〇〇円	二六、九〇〇円
一五	一九、〇〇〇円	二七、八〇〇円
一六	一九、〇〇〇円	二八、八〇〇円
一七	一九、六〇〇円	二九、八〇〇円
一八	一九、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
一九	一九、〇〇〇円	三一、二〇〇円
二〇	一九、〇〇〇円	三一、五〇〇円

昭和二十八年十二月七日

衆議院會議錄第四号

## 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

附則別表第三 保安官及び警備官の俸給の新旧対照表		号俸	切替日における前日額	俸給の新旧対照表
三二一	一七八〇円	五五五	二五、一〇〇	二六、二〇〇
	一七五	五六六	二七、三〇〇	二九、五〇〇
	一八〇	五七七	二八、四〇〇	三〇、六〇〇
	一八五	五八八	二九、五〇〇	三一、七〇〇
	一九〇	五九九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇
		六〇〇	三一、九〇〇	三五、三〇〇
		六一	三三、二〇〇	三六、七〇〇
		六二	三四、五〇〇	三八、一〇〇
		六三	三五、九〇〇	三九、六〇〇
		六四	三七、三〇〇	四一、一〇〇
		六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
		六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
		六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
		六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
		六九	四四、八〇〇	四九、一〇〇
		七〇	四六、三〇〇	五〇、七〇〇
		七一	四七、八〇〇	五二、三〇〇
		七二	四九、五〇〇	五三、九〇〇
		七三	五一、二〇〇	五五、五〇〇
		七四	五四、九〇〇	五七、三〇〇
		七五	五六、七〇〇	五九、一〇〇
		七六	五八、六〇〇	六〇、九〇〇
		七七	六〇、五〇〇	六二、七〇〇
		七八	六二、六〇〇	六四、五〇〇
		七九	六四、七〇〇	六六、三〇〇
		八〇	六六、八〇〇	六八、一〇〇
		八一	六九、九〇〇	七二、〇〇〇
		八二	七二、〇〇〇	

一九五  
二〇〇  
二〇五  
二一〇  
二一五  
二二〇  
二二五  
二三〇  
二三五  
二四〇  
二四五  
二五〇  
二六〇  
二七〇  
二八〇  
二九〇  
二九五  
三〇〇  
三一〇  
三一五  
三二〇  
三三〇  
三四〇  
三五〇  
三六〇  
三七〇  
三九〇  
四〇〇  
四一〇  
四二〇  
四三〇  
四四〇  
四五〇  
四五〇  
五四〇  
五一〇  
五一五  
五四〇  
四九〇  
四六〇  
四六五  
四九〇  
五六〇  
五六五  
五六五  
五七〇  
五九〇  
五九五  
六一〇  
六一五  
六四〇  
六四五  
六九〇





ざるを得ないのであります。(拍手)政  
党政治家としてわれ〜がこのことを  
見ます場合において、特に改進、自由  
両党の方々に申し上げたい。諸君はま  
さか本法案の内容を御存じないとは言  
えまい。国家の最高機関に参加する政  
党、その公党として双方が協定された  
ことが、今諸君が支持するその政府に  
よつて疎謫されておるのに対し、一  
体どんな顔をしてこの法案に賛成しよ  
うとしておるのであら。 (拍手) 特に改  
進党は、口を開けば、消費者米価をす  
え置く、生産者米価は生産費を償う価  
格を決定すると常々申して来ておる。  
しかるに、それとはまつたく反対の方  
向を決定しておる案に対して、これに  
改進党が賛成するといふのは、一体改  
進党の農民への公約と公党としての面  
目はどうへ行つたのです。(拍手) そん  
なべらば、公党は天下にありませ  
ん。(拍手)

月以後においては、内地米の配給は、消費地においてはわずかに十日、いや五日分を切るのではないかと予想されおるのであります。そうしますと、消費者は、内地米の配給が減りますならば、当然やみ米に対する関心を高め、また残余は、十日分の外米がかりに配給されるとしても、外米の品質が非常に悪い現実から、その栄養が十分に確保できない点から、当然粉食の方に向に関心を向けざるを得ません。しかしながら、バターは足りず、あるいはまた魚肉、牛肉、その他蛋白、脂肪の給源が思つようでない今日、これらの全体の家計へもたらして参ります負担は今後相当重加されることは必至でござります。政府は米価に対する財政支出がインフレを助長すると申しておりますけれども、これは農民の低米価と、消費者米価を引上げることにつづての口実であります。他の産業には巨額な財政支出をしながら、米価のみ財政支出を拒否するのは一体どういうわけでありますか。政府の言つてゐるこの政策こそ、国民を階級的な対立の中に巻き込み、物価をつり上げ、インフレに追ひ込むものと言わざるを得ないし、自由党の政策の重大な欠陥がここに暴露しておると言わなければなりません。(拍手)

義を振りまわしていくことはおよそ那ソニセソスにすぎませんが、問題を食管会計にし、寄せして、すべてを消費者価格に転嫁しようととする態度は許せないのです。しかも、その結果、明年四月以降の食管会計には三百八十一億に上る赤字が予想されております。その三百八十億に上る明年度四月以降の赤字に対しても何らの対策を立てず、ただ表面を糊塗することは、これまた必然にインフレ経済を容認する結果となるのであります。

以上三つの点を要約するのに、本案は公党間の協定に対する背信であること、直接的には勤労者、農民を収奪する意図を持ち、さらに日本経済を再び破滅に導くものであります。今や、農民は災害にあえぎ、勤労大衆は赤字の家計に苦しみ、食糧事情の不安におのじてゐるのであります。この国民生活の現実をまったく無視した吉田内閣の大衆収奪政策には断じて承服ができるないことを申し上げ、ここに本法案に対する反対の意思を表明いたしまして討論を終る次第であります。

○副議長(原彪君) これにて討論は終局いたしました。

まず、食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出先奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計にからする繰入金に関する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告書

の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原彪君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、その他の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

◆◆◆◆◆

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原彪君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨自明

を許します。議院運営委員会理事坪川信三君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「月額一万九千二百円」を「月額二万九百円」に改める。

第十一条の二第一項中「その前日」を「それぞれその前日。以下これらのことについて規定している場合について同じ。」に改め、同条第二項中「割合」を「割合（十二月十五日に在職する者が受けるべき期末手当の額については、左に掲げる割合に百分の五百十を乗じて得た割合）」に改める。

第十二条の三を次のよう改める。

第十二条の三 各議院の議長、副議長及び議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日に在職する者は、左の各号に掲げる区分に応する期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。

Digitized by srujanika@gmail.com

の通り決するに難  
めます。

一  
許

議院運營委員會理事坪川



昭和二十八年十二月七日 衆議院会議録第四号 議長の報告

調達庁の運営を適正ならしめる  
ため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取、報告  
及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に關する調査を致し  
たいから衆議院規則第九十四条によ  
り承認を求める。

昭和二十八年十一月四日

建設委員長 久野 忠治  
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年十二月七日 衆議院会議録第四号